

令和元年度第2回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月10日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町役場2階 第1・第2会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	小林	功			
会長職務代理者	14番	中澤	一博			
委員	2番	小宮山	晃次	3番	春摘	要
	4番	小川	啓介	5番	葉狩	健一
	6番	福安	健	7番	國岡	美保子
	8番	池本	英夫	9番	植木	克茂
	10番	藤原	康生	11番	寺坂	富雄
	12番	竹下	るみ子	13番	山中	眞守

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(3人)

農地利用最適化推進委員

15番	前川	義憲	16番	草刈	章博
17番	平尾	晴次			

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 非農地等現況証明願の決定について

議案第4号 農地の嵩上げ等事業の承認について

議案第5号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

議案第6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第7号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

第3 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米本勝彦 書記 安道千景

8. 会議の概要

	<p>(開 会 午後2時00分)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ただ今から、令和元年度第2回智頭町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、挨拶および議事進行につきまして、小林会長よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>皆さん、こんにちは。本日、第2回目の総会ということではありますが、平成天皇が退位され、皇太子が令和天皇として即位されたということで、我々農業委員会も新たな気持ちで、それぞれ委員の皆さんが取り組んでいただく必要があるのではなかろうかな、というふうに思っておるところであります。開会前に皆さんと農業委員会憲章を唱和しましたが、この内容と令和元年に加えまして、初心に帰って、この取り組みをやっていただくことが必要ではなかろうかなと思っておるところであります。</p> <p>なお、農業委員各位におかれましては、ちょうど農繁期の最中ということもございまして、一部では田植え等が終わったという方もおられますけれども、今が最中だ、ということではなかろうかなと思っております。皆さん体調に十分留意されて、これからの智頭町の農業のために、一つ頑張ってくださいますようよろしくお願いうしあげまして、簡単ではありますけれども、挨拶とさせていただきます。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしということですので、それでは、6番 福安健委員、7番 國岡美保子委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものであります。</p> <p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>それでは、議案書の1ページで説明させていただきます。</p> <p>1番です。申請地が波多字中田959番、地目は田んぼで、面積は220㎡でございます。権利種別は3条の有償の所有権移転です。譲渡人は兵庫県西宮市に在住の●●●●さんです。譲受人は、現在は鳥取市永楽温泉町にお住まいですけれども、●●●さんでございます。これは、先月の総会で下限面積について審議していただきましたけれども、その中にありました、「空き家住宅に付随する農地」でございます。理由としましては、その空き家を、●●さんから●●さんに売買されるということで、それに伴って今回申請されたものでございます。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率要件ですが、効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、取得後は農作業に従事するものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請の下限面積は100㎡であり、220㎡ありますので問題ありません。</p> <p>最後に農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>場所でございます。申請位置図の1ページに位置図を付けておりますけど、波多集落の下手の場所でございます。青く囲っておりますところが、●●さんが住んでおられました家でございます。その下の赤く囲ったところが今回の申請地になります。2ページに公図を付けておりますけれども、このように隣接するかたちの農地でございます。3ページに現状の写真を付けております。家の下にあります農地が今回の申請地でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番の寺坂富雄委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
<p>11番</p>	<p>5月4日に、●●さんの方に電話をして確認させていただきました。今事務局の説明のとおりでして、特に問題はないことを報告します。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(「なし。」という者の声あり)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり</p>

	<p>決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号2ですが、席番11番の寺坂富雄委員が譲受人となっているため、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与制限により当該事案の審議から終了まで退席を求めます。</p> <p>(寺坂富雄委員退席 午後2時08分)</p>
議長(会長)	<p>それでは番号2について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>2番です。申請地が宇波字寺ノ前336番1、田んぼで1,124㎡です。こちらは無償の所有権移転となります。譲渡人が智頭1895番地5の●●●●さん、譲受人が宇波488番地の寺坂富雄さんです。これは譲渡人からの希望によるものでございます。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率要件ですが、農機具はトラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等を所有されており、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有されている農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数等を確認したところ、取得後も農作業に従事するものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請の下限面積は30aであり、225aありますので問題ありません。</p> <p>最後に農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>場所ですけれども、位置図の4ページをご覧ください。宇波集落の道沿いの農地でございます。5ページに公図を付けておりまして、6ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、10番 藤原康生委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
10番	<p>話を聞きに行きましたところ、宇波を出てから暫く経つということで、今までずっと作付けしてもらっていたようですが、もうこの先自分では管理していくことが困難ということで、譲ることを決めることにしたという</p>

議長(会長)	<p>ことです。実際、今も農地は適正に利用されているそうです。 以上です。</p> <p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(「なし。」という者の声あり)</p>
議長(会長)	<p>それでは採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号2は原案のとおり決定いたしました。 11番 寺坂富雄委員の復席を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(寺坂富雄委員復席 2時10分)</p>
議長(会長)	<p>次に、議案第1号 番号3の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>3番です。申請地が宇波字家ノ前1191番、田んぼの1,426㎡。同じく、家ノ前1192番、田んぼ、358㎡。同じく、家ノ前1193番、畑で99㎡。合わせて3筆で1,883㎡でございます。こちらは無償の所有権移転でございます。譲渡人が、同じく●●●●さん、譲受人が宇波343番地の●●●●さんです。譲渡人からの希望によるものでございます。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率要件ですが、農機具はトラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等を所有されており、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有されている農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数等を確認したところ、取得後も農作業に従事するものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請の下限面積は30aであり、104aありますので問題ありません。</p> <p>最後に農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻及び野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>場所につきましては、位置図の7ページからになります。町道から谷に入るところのまとまった3筆の農地でございます。8ページに公図を付け</p>

	<p>ておりますけれども、このように並んだ3筆でして、9ページには現状の写真を付けております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、11番 寺坂富雄委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
11番	<p>先ほど、私の件で説明があったと思いますが、まったく同じことであります。宇波を出ているということで、いま耕作をしてもらっている方に引き取ってもらいたいということです。●●●●さんは●●さんの子どもでして、●●さんが圃場整備してからずっと頼まれて管理をされております。別に問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(「なし。」という者の声あり)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号3は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第1号 番号4の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の2ページでございます。申請地が中田字清水ノ前561番2、田んぼで700㎡です。こちらは有償の所有権移転となります。譲渡人が中田249番地の●●●●●さん、譲受人が中田221番地の●●●●●さんです。これは譲渡人からの希望によるものでございます。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率要件ですが、農機具はトラクター、軽トラ、コンバイン等を所有されており、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有されている農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数等を確認したところ、取得後も農作業に従事するものと認められます。</p>

	<p>農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請の下限面積は30aであり、37aありますので問題ありません。</p> <p>最後に農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>場所につきましては、位置図の10ページからになります。県道沿い、智頭から向かいましたら県道の左側の農地が今回の申請地でございます。11ページに公図を付けておりまして、12ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、10番 藤原康生委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
10番	<p>●●●●●さんに話を伺ったところ、今までずっと小作をしてもらってきたと。もう自身も高齢のため管理できないということで、譲るということを決めたそうです。現在は、●●●●●さんが自身の田んぼを作付けしておられるすぐ下手で、今までずっと作付けしておられ、適正管理されておられました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(「なし。」という者の声あり)</p>
議長(会長)	<p>ございませんか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号4は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第1号 番号5の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>5番です。一筆目が中田字清水ノ前553番、田んぼで1,895㎡。二筆目が惣地字ヒガキ949番2、田んぼで726㎡。三筆目が新見字松ヶ瀬1293番3、田んぼで806㎡。同じく字松ヶ瀬1294番、田んぼで1,943㎡。同じく松ヶ瀬1296番、田んぼで1,766㎡。合わせて5筆で、7,136㎡でございます。こちらは無償の所有権移転となります。譲渡人が、4番と同じく●●</p>

	<p>●●●さん、譲受人の方は中田 266 番地の●●●さんとなります。これも譲渡人からの希望によるものでございます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等を所有されており、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有されている農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数等を確認したところ、取得後も農作業に従事するものと認められます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積要件ですが、申請の下限面積は 30 a であり、取得後は 97 a になりますので問題ありません。</p> <p>最後に農地法第 3 条第 2 項第 7 号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>場所ですが、位置図の 1 3 ページからになります。惣地、新見、中田と別れておりますけれども、計 5 筆がこのようなところにあります。1 4 ページ、1 5 ページ、1 6 ページにそれぞれの公図を付けております。1 7 ページには現況の写真を付けております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議長(会長) ただいまの説明に関連して、1 0 番 藤原康生委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> <p>1 0 番 先ほど 4 番で説明したとおり、●●●●●さんに話しを聞いたところ、もう自身が管理できないためということでした。農地を見せてもらうと、松ヶ瀬 1293 の 3 は、今まで作付けしてなかったそうですが、見たところ耕うんもしてあって、管理はしてあるようでした。</p> <p>以上です。</p> <p>議長(会長) 説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(「なし。」という者の声あり)</p> <p>議長(会長) よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第 1 号 番号 5 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
--	---

議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号5は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の3ページでございます。1番、申請地が中原字大シャレ556番、畑で1,309㎡です。権利関係は賃貸借となります。貸付人は中原373番地の●●●●さん、借受人は智頭町となります。転用目的は森林セラピーロードの駐車場ということでございます。農地区分でございますけれども、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、第2種農地となります。根拠としては、代替地なしということでございます。</p> <p>場所等につきましては、位置図の18ページからとなります。中原の親水公園近くの農地でございます。19ページには公図を付けております。20ページには、転用事業計画書を付けておりますけれども、真ん中あたりの7番の隣接地につきましては、東側は●●●●さんが田んぼを所有しておられますが、同意書をもらわれております。後の、西、南、北側につきましては、保安林、原野となっております。20ページ、21ページは被害防除計画書を付けてございますけれども、盛り土を行い、雨水につきましては自然流下で、汚水については発生しないということと、被害防除につきましても、速やかに対処するとしておりますので、問題なしと判断しました。23ページに土地利用計画図を付けております。このような形で、計13台の車が止まれるような形での駐車場の計画となっております。24ページに現況の写真を付けておりますけれども、この部分に駐車場を整備されるという計画でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、5番 葉狩健一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
5 番	<p>●●●●さん本人にお会いしまして、確認をしております。ここはキャンプ場の駐車用地として、現に使っておる連続した場所なんですが、今度は広く使えるということで確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>

	(「なし。」という者の声あり)
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第3号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、議案書の4ページでございます。</p> <p>申請地が中田字大工田 265 番2、畑で 9.96 m²でございます。所有者の方が中田 266 番地の●●●さんです。非農地の事由としては「約40年前、居宅と蔵を建築する際、当時畑だった申請地上に一部かかって建築し、現在に至る。」ということでございます。</p> <p>場所につきましては、申請図の25ページに位置図を付けておりますけれども、ちょうど矢印のあたりが●●●さんの居宅があるところでございます。26ページに公図を付けておりまして、27ページに現況の写真を付けておりますが、このような形で約40年前から宅地として利用されたようでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、10番 藤原康生委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
10番	<p>先ほど事務局の説明があったとおりでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
	(質問、意見なし)
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p>

	<p>それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第2 議案第4号「農地の嵩上げ等事業の承認について」を議題とします。</p> <p>農地の嵩上げ等について、申請書を下記のとおり受理したので承認を求めるものです。</p> <p>番号1ですが、私、席番1番小林功が申請人となっているため、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与制限により当該事案の審議から終了まで退席いたします。これに伴い、席番14番の中澤一博会長職務代理を代理議長とします。</p> <p>(議長退出。会長職務代理、議長席へ着席。午後2時18分)</p>
代理議長	<p>それでは議長を交代しまして、議事進行を進めてまいります。番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>申請者は埴師473番地の小林功さんです。申請地は埴師字下モ河原643番13、畑で、23㎡です。理由としては、「作業道路接続が悪いため、嵩上げを行い、作業効率を高めたい。」ということで、期間としては、5月13日から5月31日を予定しておられます。</p> <p>場所でございますけれども、28ページに位置図を付けておりますけれども、国道53号線沿いの農地でございます、29ページに公図を付けております。ちょっと落ち込んだところでございます、30ページに利用計画図をつけております。現在、歩道から落ち込んだ状態ですけれども、これを歩道の高さまで嵩上げし、合わせて新規の水路を設置されるということです。31ページには現況の写真を付けておまして、このようになっております</p> <p>以上です。</p>
代理議長	<p>ただいまの説明に関連して、13番 山中眞守委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
13番	<p>4月末でしたけれども、現地を本人と確認いたしました。ここは国道53号線の歩道工事をするということです。残土が出るようですので、それを利用し、いずれにしても道路より低いということです、そのようにさせていただくということでした。別段、ほかに影響はないと思います。</p>

代理議長	<p>説明がおわりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
代理議長	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第4号 番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
代理議長	<p>全員賛成ですので、議案第4号 番号1は原案のとおり承認することにいたしました。 それでは議長を交代します。</p> <p>(会長職務代理、議長席を退席。 議長入室、議長席に復席。午後2時27分)</p>
議長(会長)	<p>次に、日程第2 議案第5号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので。意見を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の6ページとなります。 4月19日付けで智頭町長から意見の決定を求められました。 利用権設定面積ですが、全て田んぼで、合計が14,321㎡です。利用権を設定する者が6名、受ける者が4名でございます。期間としては、3年から5年未満が2,396㎡、5年から10年未満が2,544㎡、10年以上が9,381㎡となります。 7ページで詳細について説明いたします。 (議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明) 以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第6号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。</p> <p>平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を作成したので、決議を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>本日、お手元にお配りしております、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」ということで、ホームページ上で4月30日まで意見を求めましたけれども、意見がございませんでした。若干、「平成」を「令和」に直したところがございますが、基本的に中身は変わっておりません、同じものがございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは採決いたします。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第7号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。</p> <p>令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成したので、決議を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>これもまた、本日お配りしております2枚ものの方です。こちらにつ</p>

	<p>きまして、4月30日まで意見を求めましたけれども、ございませんでした。先ほどと同じ、基本的に中身は変わっておりません。先ほど言いましたように、平成31年5月1日以降を「令和」に変更いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第3 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局長	<p>それでは議案書の10ページをお願いします。公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用でございます。計4件でございます。それぞれ、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。後はご覧になっていただけたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>報告が終わりました。</p> <p>次に、日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とします。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局長	<p>議案書の11ページ、12ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書を4件受け付けました。全て、本日も審議いた</p>

議長(会長)	<p>だいた3条申請に関するものです。こちらを合意解約された上で、3条の所有権移転を申請されたものでございます。</p> <p>(議案書に基づいて、通知書の内容を朗読)</p> <p>以上です。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第2回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉 会 午後2時36分)</p>
--------	--

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和元年5月10日

智頭町農業委員会議長 小林 功

智頭町農業委員会会長職務代理
中澤 一博

智頭町農業委員会委員 福安 健

智頭町農業委員会委員 國岡 美保子